

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ぬ」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

《回答》

介護保険料は、第4期事業計画推進委員会で検討してまいります。第4期事業計画は第3期で設定いたしました平成26年度の目標値に至る中間段階としての位置付けであり、現時点では抜本的な制度改正等もないため、第4期の保険料を大きく変動させる要因は少ないものと考えておりますが、介護報酬の改定、施設整備計画など、不確定な要素もあるため引下げを言える段階ではありません。今後は、国の動向等を注視しながら算定をしていきたいと考えております。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

第3期介護保険事業計画において、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員会でご協議いただき決定する予定です。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

第3期介護保険事業計画において、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員会でご協議いただき決定する予定です。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

《回答》

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、平成19年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」(居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付)の提出をもって、貸与の要否の判断を行うこととなりました。また、居宅介護支援事業所等へは、書類の作成にあたって、できるだけ容易な作成方法を周知しています。

同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用に関しましては、もともと一律に制限することはしておりません。適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて判断を行っています。

厚生労働省からも、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断するよう周知されております。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

《回答》

待機者の解消については、重要な課題と考えています。入所施設及び地域密着型サービスの基盤整備については、第3期介護保険事業計画期間中に、入所施設として90床ユニット型の特別養護老人ホームを、地域密着型サービス施設として小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型通所介護施設を整備しました。

知多北部広域連合及び構成市町と調整を図り、連携のもと第4期介護保険事業計画を策定し、サービス基盤の整備を進めてまいります。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

国の方で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が本年5月28日に施行され、平成21年4月までに、「介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策」の「あり方について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とありますので、今後の国の動向を見守ってまいります。

- (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

現在市が実施する食事サービスは、ひとり暮らし老人や要支援・要介護認定を受けた方がいる老人世帯を対象に、食事づくりや買い物が困難であることを条件に実施しております。配食日はアセスメントを実施し、本人の希望とあわせて、介護保険サービスの利用などによる調整を行った上で決定しています。配食は夕食のみとなっておりますが、配食時に弁当を手渡しすることで安否確認を行い、見守りの機能も果たしています。また、平日のみの利用者へは、ボランティアによる配食を行っております。

なお、高齢者を対象としたふれあい式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市が補助金(地域福祉振興事業補助金)を交付しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

外出支援に関しましては、福祉タクシー料金助成制度により、敬老事業対象者(平成20年度においては昭和8年12月31日以前に出生した者)にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券を年間18枚交付しております。また、その受給者に発行している「証明書」、後期高齢者医療の保険証、又は住民基本台帳カードを提示することにより、市のコミュニティ交通「あいあいバス」が無料で利用できます。

さらに、要介護認定3以上で、ねたきり又は常時車椅子を必要とする方に対しては、1時間又は20kmに相当するリフト付タクシーの乗車相当額の助成利用券を年間24枚交付しております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しております。(現在6団体が交付を受けています。)

また、地域密着型のサービス基盤を整備する観点から、その整備を支援しており、市が支援した小規模多機能型居宅介護施設が、平成19年6月に開所しました。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

知多北部広域連合構成市町である東海市、知多市、大府市及び東浦町の3市1町では、共通の基準を設定し、「特別障害」についてのみ認定書を発行しております。
知多市といたしましては、今年度において、3市1町が集まる会議の場で、普通障害についての認定書の発行に関しての提案をしており、今後、協議が進められていくことになっております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

現状では、障害者控除対象者であるか否かは、データ化されていないため、個別に検索しなければわかりません。また、申請書を提出していただいても該当しないため認定できない場合があることなどから、すべての要介護認定者に送付することは考えておりません。知多北部広域連合において、要介護認定の結果通知書を送付する際に、要介護3以上の方には障害者控除に関する案内文を添えております。
なお、認定申請書の送付につきましては、普通障害についての障害者控除対象者認定書発行に関しての協議結果を踏まえて、検討する余地はあるものと考えております。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

《回答》

ひとり暮らし非課税者は対象としています。70歳からの高齢者を対象とすることについては、現在のところ考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上での実施を検討していきます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

今後検討していきます。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

《回答》

現在のところ考えておりません。

3. 子育て支援について

① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

20年4月診療分から愛知県の補助対象の拡大に併せ、通院は小学校卒業までに、入院については中学校卒業までに拡大したところです。中学校卒業までの現物給付は考えていません。

② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

《回答》

妊婦の健康診査につきましては、今年度から7回受診できるよう助成をしています。産後は1回受診できるよう助成しています。

4. 国保の改善について

① 保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

国保事業は目的税である国保税と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を行う一般会計から独立したもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を上げないための安易な繰入は考えておりません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

就学前の子どもについて、均等割の対象としないということは、現在考えておりません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

《回答》

減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

《回答》

本市におきましては、現在、2件の資格証明書を発行しております。負担能力があるにもかかわらず国保税を支払わない悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないものと考えています。

短期保険証については、3か年度以上の国保税を滞納している場合や、年税額の2分の1以上の滞納額が複数年ある場合に、納税相談を受けていただくために、6か月更新の保険証を発行しています。なお、分納誓約書を提出した世帯又は分納を申し出た世帯のうち、定期的に納付が履行され、今後も納付計画にしたがって納付されると見込まれる世帯で必要と認める場合は、通常の被保険者証を交付することとしております。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

保険料(税)を払いきれない納税者については、納税相談を通じて実態調査を行い、分割納付の指導を行っています。納税者の生活実態を無視した徴収等は行っていません。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

《回答》

保険料の滞納がなく、口座振替による納付の申し出をしている者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合などは、普通徴収とすることとしています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

《回答》

一部負担金の減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

《回答》

現在通所施設・在宅サービス利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

不動産の所有については、減免の審査対象としていませんが、預貯金については世帯単位で350万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額)以下としております。なお、国は一律の減免を禁じています。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

《回答》

補装具の利用料負担につきましては国の基準を基本として考えております。また移動支援事業と日常生活用具の利用料につきましても同様に1割負担を基本としておりますが、地域活動センターにつきましては利用料は無料としています。いずれにしても近隣自治体の対応等を見守りながら検討してまいりたいと考えています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

《回答》

計画につきましては、関係団体、居宅介護事業所、施設関係者等の意見を聞きながら策定していきたいと考えています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》

特定健診、歯周疾患検診は無料で実施しています。

がん検診は胃がん、子宮けいがん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診において、自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。

個別医療機関委託につきましては、今後の検討課題と捉えています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

《回答》

特定健診、歯周疾患検診は無料で実施しています。

がん検診は胃がん、子宮けいがん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診において、自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。

個別医療機関委託につきましては、今後の検討課題と捉えています。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

《回答》

地方税の公的年金からの特別徴収は、納税者の利便性と徴収事務の効率化が目的であり、原則どおり実施します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

《回答》

意見書・要望書を提出する考えはありません

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

《回答》

意見書・要望書を提出する考えはありません

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

《回答》

国への要望書提出の機会を捉えて提案します。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

《回答》

後段につきましては、東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会から要望しております。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

《回答》

地方公共団体にとって地方消費税は貴重な財源であり、意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

《回答》

要望していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

今後要望してまいります。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

《回答》

要望しております。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

《回答》

今後要望してまいります。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

《回答》

要望しております。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

《回答》

今後要望してまいります。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

《回答》

要望しております。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

《回答》

今後検討してまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

《回答》

今後検討してまいります。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

《回答》

法定軽減に加えまして、今回の特別軽減策が実施されることにより、一層の保険料の軽減が図られたものと考えております。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上での実施を検討してまいりますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

《回答》

当市は、希望者全員が受けられることになっていますが、保険料額にも影響することになり、慎重に対応してまいります。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

《回答》

今後検討してまいります。

以上